

国立大学法人東京農工大学大学情報委員会細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学大学情報委員会細則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学大学情報委員会細則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 細則第7号</p> <p>第1条～第2条 省略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 情報を担当する副学長</p> <p>二 農学研究院、工学研究院、工学府、農学府及び生物システム応用科学府の 教育研究評議員を兼ねる副部局長 各1人</p> <p>三 図書館長</p> <p>四 総合情報メディアセンター長</p> <p>五 連合農学研究科から選出された本学の教員 1人</p> <p>六 <u>技術経営研究科から選出された専任の教員 1人</u></p> <p>七 大学教育センターから選出された専任の教員 1人</p> <p>八 総合情報メディアセンター専任の教員 3人</p> <p>九 広報・社会貢献委員会副委員長</p> <p>十 総括本部長</p> <p>十一 学術情報チームリーダー</p> <p>十二 計画評価チームリーダー</p> <p>十三 その他次条に規定する委員長が必要と認めた者</p> <p>2 前項第5号から第8号まで及び第13号に規定する委員の任期は、2年とし、 再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前 任者の残任期間とする。</p> <p>第4条～第10条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略</p>	<p>第1条～第2条 省略（現行どおり）</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 情報を担当する副学長</p> <p>二 農学研究院、工学研究院、工学府、農学府及び生物システム応用科学府の 教育研究評議員を兼ねる副部局長 各1人</p> <p>三 図書館長</p> <p>四 総合情報メディアセンター長</p> <p>五 連合農学研究科から選出された本学の教員 1人</p> <p>六 削除</p> <p>七 大学教育センターから選出された専任の教員 1人</p> <p>八 総合情報メディアセンター専任の教員 3人</p> <p>九 広報・社会貢献委員会副委員長</p> <p>十 総括本部長</p> <p>十一 学術情報チームリーダー</p> <p>十二 計画評価チームリーダー</p> <p>十三 その他次条に規定する委員長が必要と認めた者</p> <p>2 前項第5号から第8号まで及び第13号に規定する委員の任期は、2年とし、 再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前 任者の残任期間とする。</p> <p>第4条～第10条 省略（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則（23細則第1号）

この細則は、平成23年4月1日から施行する。